

介護ウェーブ 2020 推進ニュース

★ 「地域共生社会実現のための社会福祉等の一部を改正する法律案」の成立に際して、全日本民医連から会長声明を出しました（6月6日）

6月5日に参議院本会議にて介護・福祉に関わる5つの法律を一括で改正する「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。全日本民医連では、このうち社会福祉法と介護保険法の一部「改正」について6月6日付けで会長声明を発表しました（※別紙）。

社会福祉法「改正」では、総合相談支援を担う「新しい支援事業」が創設されました。様々な生活課題に総合的・横断的に対処する体制の確立・強化は今後すべての地域で求められる課題ですが、「改正」では財政措置をふくめた政府の責任が明確にされておらず、市町村間で取り組みの差が生じる危険性があります。さらに取り組みの主体は住民とされており、公的支援を住民の助け合いに移し替える「互助」の環境整備を図る点にあり、社会保障・福祉削減の受け皿づくりに狙いがあることも見ておかななくてはなりません。あわせて、複数の社会福祉法人などが連携・共同し資金や人材を融通できる社会福祉連携推進法人の創設も盛り込まれました。法人同士が相互に協力を図っていく仕組みづくりは必要ですが、社会福祉法人の再編・効率化につながる恐れがある、営利企業の参入を否定していないなどの問題もふくまれています。

介護保険法の一部「改正」事項としては、介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化、介護の質の向上などが盛り込まれましたが、処遇改善には触れていません。

★ 厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（2020年6月1日）

6月1日に厚労省より上記の通知が発出されました。この中で、通所介護等について、2区分上位の提供時間の報酬を月に1回まで算定可などの取り扱いが示されています。新型コロナウイルス感染症対策で利用者の減少や費用の増加によって経営難に直面している事業所もあり、財政上の補填を図ることを目的としたものです。しかし一方、利用料負担が増えることになり、利用者から同意を得るなどの新たな実務も生じることになります。各法人で検討が開始されていると思います。今通知に対する対応上の疑義（とりまとめて厚労省に照会します）、ご意見などお寄せください。

★ 介護給付費分科会報告（2020年6月1日）

6月1日、第177回介護給付費分科会（オンライン会議）が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた審議が再開されました。2021年度介護報酬改定は「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」の4点がテーマとされ、今回は「地域包括ケアシステムの推進」について意見交換が行われました。

厚生労働省から「在宅で生活する高齢者の在宅限界を高めるための在宅サービスの在り方」、「高齢者住まいにおける更なる対応の在り方」、「人生の最終段階においても本人の意思に沿ったケアが行われること」の3つの視点が示され、地域包括ケアシステムを推進するための方策について審議が行われました。関連資料として「介護保険施設等に関する見取りの状況」、「認知症の人への対応強化」の資料なども示されました。

● **新型コロナウイルス感染症に関する介護報酬における対応について**

当日は、感染症に対応した報酬・基準上のこの間の対応について厚労省から説明がありました（以下、主な

ポイント)。

<訪問介護について>

- ・訪問の頻度を増やす場合、間隔が2時間未満であっても、所要時間を合算せずに算定可。
- ・生活援助サービスについて提供時間が20分未満でも生活援助中心型20分以上45分未満の報酬算定可。
- ・身体介護サービスについて計画書に位置づけられた時間を下回った場合でも、標準的な時間で算定可。

<訪問看護について>

- ・医療上訪問の必要性があるが利用者より訪問を控えるよう要請された場合、主治医の指示の上で看護師が、電話等により本人の病状確認、療養指導を行った場合、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可。

<通所系サービスについて>

- ・報酬区分以下の時間でサービスを提供した場合でも、最も短い報酬区分で算定可。
- ・事業所が休業している場合、居宅を訪問してできる限りのサービス提供をしたときは、提供時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可。
- ・通所介護事業所が利用者の健康状態等を電話で確認した場合、ケアプランに位置付けられた利用日については、休業の要請を受けた場合1日2回まで、休業の要請を受けていない場合は1日1回まで相当の算定可。

<居宅介護支援等について>

- ・コロナの影響により、ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、請求にあたって必要な書類の整備を行えば、居宅介護支援費の請求可。
- ・特定事業所加算（I）を算定している事業所が体制縮小を行った他の事業所の利用者を引き継いだ場合、当該利用者は算定要件の割合計算の対象外として可。

<介護老人保健施設について>

- ・都道府県から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、基本施設サービス費、在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において「算定日が属する月の前6カ月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱い可。

<地域密着型サービスについて>

- ・(看護) 小規模多機能居宅介護において、サービス提供が過少となった場合、減算しない。

<介護職員（等特定）処遇改善加算について>

- ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに説明することで、4月サービス提出分より算定可（5、6月分も同じ対応可）
- ・2019年度に取得した介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告書について、コロナの対応より期限の提出が難しい場合、提出期限を8月末まで延長可。

※ 第177回介護給付費分科会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11600.html

※ 通知等の一覧は以下のサイト（厚労省）をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

お問い合わせ先 介護ウェア推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川